

## 文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

制定 2019文総総第1493号令和2年3月25日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）の理念に基づき、区民一人一人が互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、いきいきと安心して暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した戸籍上の性別（自認する性別を含む。）を同じくする二人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。

イ 継続的に共同生活（日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に責任を持って協力し合うことをいう。）を行うこと。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする二人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを区長に対し誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に区内への転入を予定していること。

ウ 双方が3月以内に区内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと。

(4) 双方に他の一方以外の者とのパートナーシップがないこと。

(5) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係をいう。）でないこと。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(6) 双方が第11条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、文京区パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 前条第2号アの要件に該当する場合にあっては、住民票の写し（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）。この場合において、宣誓予定者の双方が同一世帯であるときは、世帯全員の住民票の写しとする。

(2) 戸籍の全部事項証明書又は謄本（宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。）。ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、戸籍の全部事項証明書又は謄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者（宣誓予定者が翻訳をした場合にあっては、当該宣誓予定者）の氏名を記入したものに限る。)

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

2 前項の場合において、宣誓予定者の一方又は双方が自ら記入できないときは、宣誓予定者の立会いの下で他の者に代筆させることができる。

3 前項の規定は、第8条第1項の規定による申請並びに第9条及び第10条の規定による届出について準用する。

（本人確認）

第5条 区長は、前条第1項に規定する書類の提出があったときは、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が提示することを認めた書類

2 前項の規定は、第8条第1項の規定による申請並びに第9条及び第10条の規定による届出について準用する。

（通称の使用）

第6条 宣誓予定者は、性別違和その他区長が特に理由があると認めたときは、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する宣誓予定者は、第4条第1項に規定する書類を提出するときに、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（受領証の交付）

第7条 区長は、第4条第1項に規定する書類を提出した者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、文京区パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号及び別記様式第3号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。ただし、同条第2号イ又はウの要件に該当する者については、文京区パートナーシップ宣誓書受付票（別記様式第4号。以下「受

付票」という。)を交付するものとする。

2 区長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日の属する月から3月後の当該宣誓日の応当する日までに当該受付票及び区内への転入を証する住民票の写しの提出があったときは、受領証を交付するものとする。

3 前2項の場合において、前条第1項の規定により通称を使用したときは、氏名と併せて通称を受領証に記載するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 前条第1項及び第2項の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次に掲げる理由により受領証の再交付を希望するときは、文京区パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(別記様式第5号)を区長に提出しなければならない。

- (1) 受領証を紛失したとき。
- (2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 宣誓者の氏名の変更(通称の使用開始を含む。)があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 区長は、前項の規定により受領証の再交付の申請があった場合であって、当該宣誓書が第12条に規定する保存期間内であるとき(同条ただし書の規定により当該宣誓書を破棄したときを除く。)は、宣誓者に対し受領証を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更)

第9条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合(前条第1項第3号及び次条各号に掲げる場合を除く。)は、文京区パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(別記様式第6号)に、その事実を証する書類を添えて区長に提出しなければならない。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届(別記様式第7号)に、受領証を添えて区長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により当該受領証の返還が困難である場合は、この限りでない。

- (1) 宣誓者の一方又は双方が区の区域外に転出したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(宣誓の取消し等)

第11条 区長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すことができる。

2 前項の規定により宣誓を取り消された者は、直ちに受領証を区長に返還しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により宣誓を取り消した場合は、当該受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第12条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第10条の規定による届出を受けた場合は、これを廃棄するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第13条 区長は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年3月文京区条例第6号)に基づき、適正に管理するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。